

第3次 四国中央市地域福祉活動計画

● 2017~2021 ●

ささえあう 愛と福祉でまちづくり



福祉とは「みんなのしあわせ」を意味します…お互いに学び合い、たすけ合い、生かし合っていきましょう

少子・高齢化と人口減少が進む地域社会…、わたしたちの住む四国中央市は、生涯、安心して暮らしていけるまちでしょうか…。わたしたちのまわりの生活を見ると、深刻な「生活のしずらさ」が増しており、それはわたしたち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることもあります。現実には、食べるものがない、住むところがない、仕事に就けない、助けてほしい…、障がいや病気・介護や子育ての問題、家計の不安や生き場の喪失等、生活に困窮する人々が増える傾向にあり、将来を担う子どもたちへの貧困の連鎖という課題にも直面しています。

平成28年度、社会福祉協議会では20地区社協を単位に「住民座談会」を開催し、地域の福祉課題と住みよい地域づくりについて話し合ってきました。今回その住民ニーズを踏まえ「第3次地域福祉活動計画」を策定いたしました。現代社会は、無縁社会・競争社会・格差社会とも呼ばれておりますが、「ささえあう」という尊い理念を大きく掲げました。今後5年間、当計画を基に地域福祉活動を進め、誰もが希望をもって安心して暮らすことができるよう「愛と福祉で」まちづくりを推進して参りますので、住民皆様の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

基本理念

ささえあう 愛と福祉でまちづくり

基本目標【1】

●住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

重点方針	実施計画
1. 地区社協活動の充実 住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。	①20地区社協活動の支援と協働 ②メニュー事業の推進
2. 小地域ネットワーク活動の推進 小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭など、住民のちょっとした困りごとに対し、住民互助によるたすけあいや見守り活動を推進します。	①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③住民互助型生活支援サービスの推進
3. 福祉関係団体等への支援 民生児童委員、共同募金会活動との連携、関係福祉団体への支援や各種貸出事業により、地域福祉の活性化を推進します。	①民生児童委員活動との連携 ②共同募金運動の推進 ③福祉用具貸与事業の推進 ④福祉用具リサイクル事業の推進 ⑤マイクロバス貸与事業の実施 ⑥ボランティア機器等貸与事業の実施
4. 健康と生きがいづくりの推進 住民誰もが健康で、生き生きと安心して生活をおくっているように、身近な地域での居場所や学びの場づくり、生きがいづくりを推進します。	①ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ②常設型サロン創設の推進 ③家族介護者交流事業の推進 ④介護予防教室事業の実施

基本目標【2】

●住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

1. ボランティアの育成・活動支援 地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材の育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。	①ボランティア活動の推進 ②福祉教育の推進
2. 災害ボランティア活動支援体制の充実 災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から市との連携や災害ボランティアセンター運営体制の充実を図ります。	①関係機関・団体等との協働体制の確立 ②災害ボランティアセンターの設置・運営

基本目標【3】

●住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

1. 地域福祉権利擁護事業の推進 高齢になっても、障がいがあっても、地域から排除されず、必要なサービスや支援を確保して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。	①福祉サービス利用援助事業の推進 ②法人後見事業の推進
2. 地域総合相談・援助活動の実施 住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉でまちづくりを進めます。	①専門相談の実施 ②生活福祉資金貸付事業の実施 ③生活困窮者自立支援事業の実施 ④地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備事業)
3. 調査・企画・広報活動の推進 地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等の企画・実施、広報活動を推進します。	①福祉票整備・要援護者の支援 ②広報啓発活動の充実 ③社会福祉大会・フェスティバルの開催

基本目標【4】

●生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

1. 訪問介護サービス

援護が必要な高齢者・障がい者宅へヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

- ①訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施
- ②障害者居宅介護等事業の実施
- ③移動支援事業の実施
- ④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施
- ⑤訪問入浴サービス事業の実施
- ⑥有償サービスの実施

2. 通所介護サービス

センターにおいて高齢者等を送迎すると共に必要な介護・生活訓練・生きがい活動等を実施し、自立生活を支援します。

- ①地域密着型通所介護事業の実施
- ②介護予防通所介護事業の実施

3. 相談支援サービス

高齢者・障がい者等の相談に応じ、ニーズの把握・資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

- ①居宅介護・介護予防支援事業の実施
- ②要介護認定訪問調査受託事業の実施
- ③指定相談支援事業の実施

4. 地域生活支援サービス

住民の福祉ニーズに対応した生活支援サービス及び必要な事業を、住民・関係機関等との協力により開発し、実施します。

- ①地域活動支援センターの受託運営
- ②就労継続支援B型事業の実施
- ③いこいの湯の運営
- ④生活支援ハウスの運営

5. 福祉介護等研修事業の実施

福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、市内の専門多職種との連携を促進するとともに、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進します。

- ①相談援助職者ネットワークの構築
- ②潜在的有資格者就労支援研修の実施
- ③在宅連絡調整会の充実

基本目標【5】

●地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

1. 活動拠点の確保

社協活動を推進するため、地域福祉活動の拠点を確保します。

- ①公共施設等の有効活用

2. 組織体制の強化

社協活動を推進するため、組織体制・機能の強化を図ります。

- ①理事会・評議員会機能の充実と強化
- ②専門委員会機能の検討
- ③事務局体制の整備
- ④役職員の資質向上を図る研修の実施

3. 財源の確保

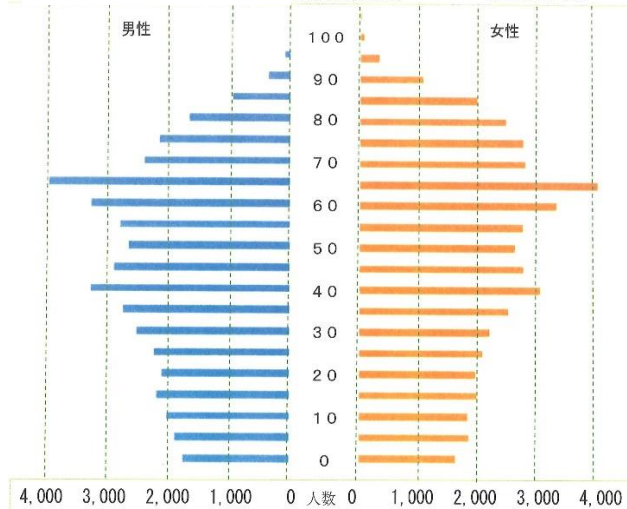
社協活動を推進するため、福祉財源の確保に努めます。

- ①社会福祉協議会会費の推進
- ②まごころ銀行運動の推進
- ③補助金・委託金の確保
- ④共同募金配分金の活用
- ⑤収益事業の研究・開発

【人口ピラミッド】

～少子高齢化の進行～

年齢(5歳区切り) (平成28年9月)



四国中央市の人口構成は、60～69歳と、その子世代にあたる35～44歳の人口が突出した形状となっています

第2次から第3次活動計画へ—新たな取り組み内容

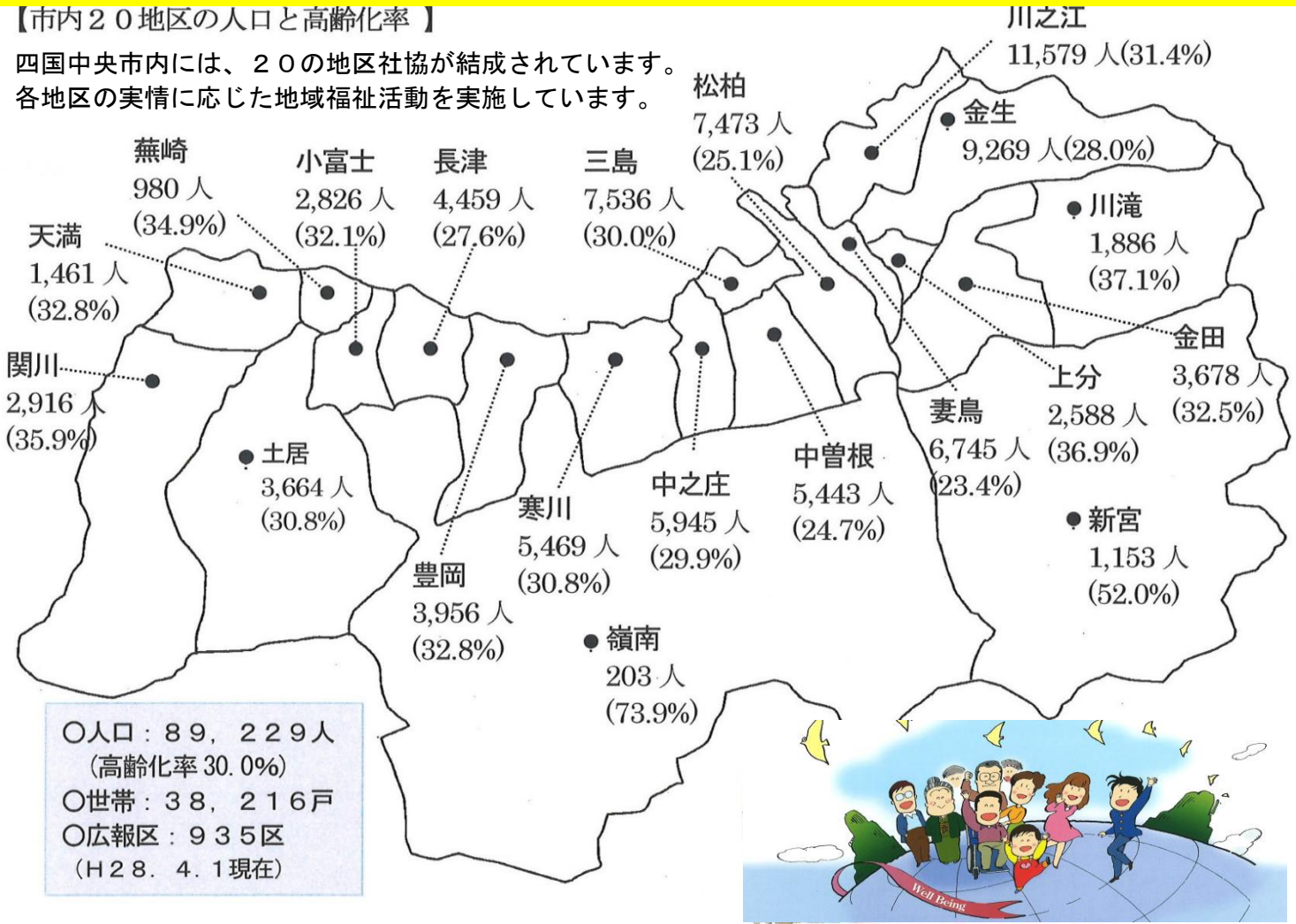
第3次地域福祉活動計画の上記内容には、新たな取り組みとして、主に次のような活動事項を含みます。

- 各種事業要綱類の見直し(地区社協、サロン、互助型サービス等)
- 事務局一元化(平成31年度)に伴う窓口・業務体制等の見直し
- 多世代・多機能型拠点づくりの研究
- 後見サポートセンター(仮称)の設置検討
- なんでも相談センター(仮称)の設置検討
- 生活困窮者自立支援・任意事業の導入(家計相談等)と資源開発
- 地域包括ケア・生活支援体制整備事業第2層での取り組み
- 介護保険制度改正(平成30年度)への対応
- 就労継続支援B型事業の実施と地域活動支援センターの再編
- 相談援助職者ネットワークの構築
- 社会福祉法人改革への対応と組織運営体制の強化
- わが事丸ごと・地域共生社会づくり等福祉政策動向への対応

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

【市内20地区の人口と高齢化率】

四国中央市内には、20の地区社協が結成されています。
各地区の実情に応じた地域福祉活動を実施しています。



住民ニーズに対応する地域福祉活動の推進

住民座談会で出された意見から要検討項目を整理しました。
20地区社協・関係機関等と連携し、次の活動を推進します。

1. サロン活動の内容の充実と支援の強化を図る
2. 住民の交流・参加の場づくりを進める
3. 移動支援の検討及びデマンドタクシーの充実と有効活用
4. 買い物支援の仕組みをつくる
5. 住民互助による生活応援活動の普及・充実を図る
6. 地域福祉活動の担い手の発掘・養成を行う
7. 空き家対策との連携・有効活用を図る
8. 地区単位の災害時対応活動の支援

(その他)

- 生活困窮者の支援の充実
- 地域コミュニティ、地域福祉活動の活性化
- 介護支援・サービスの充実
- 子どもの安全・福祉の充実
- 人材の確保・育成
- 社協活動の充実

● 地域共生社会の実現へ ●

「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる“地域共生社会”を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」という国の施策動向を注視し対応していきます。

● 社協・ソーシャルワークの展開 ●

社協は、地域福祉を推進する協議体であり事業体であり運動体でもあります。今後とも住民の福利の増進を目指し、人々の生活課題の解決を通じ地域の再編や成長のためのソーシャルワーク(社会福祉援助活動)を展開していきます。

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 ☎0896-28-6127 FAX0896-24-8009

◆川之江支所 ☎28-6237 ◆土居支所 ☎28-6351 ◆新宮支所 ☎72-2774 (平成29年4月)